



## 税関における経済安全保障（第2回）

前回の第1回に続きまして、経済安全保障に関する取組みとして「輸出通関」についてご紹介します。

### ③-1 輸出通関

#### 輸出とは・・・

輸出とは、内国貨物を**外国に向けて**送り出すこと（関税法第2条）

※一般的に言う「日本にあるものを、**外国へ**送る、または持つていくこと」を「輸出」といいます。



フォワーダーに輸出を依頼

手荷物で外国に持ち出す

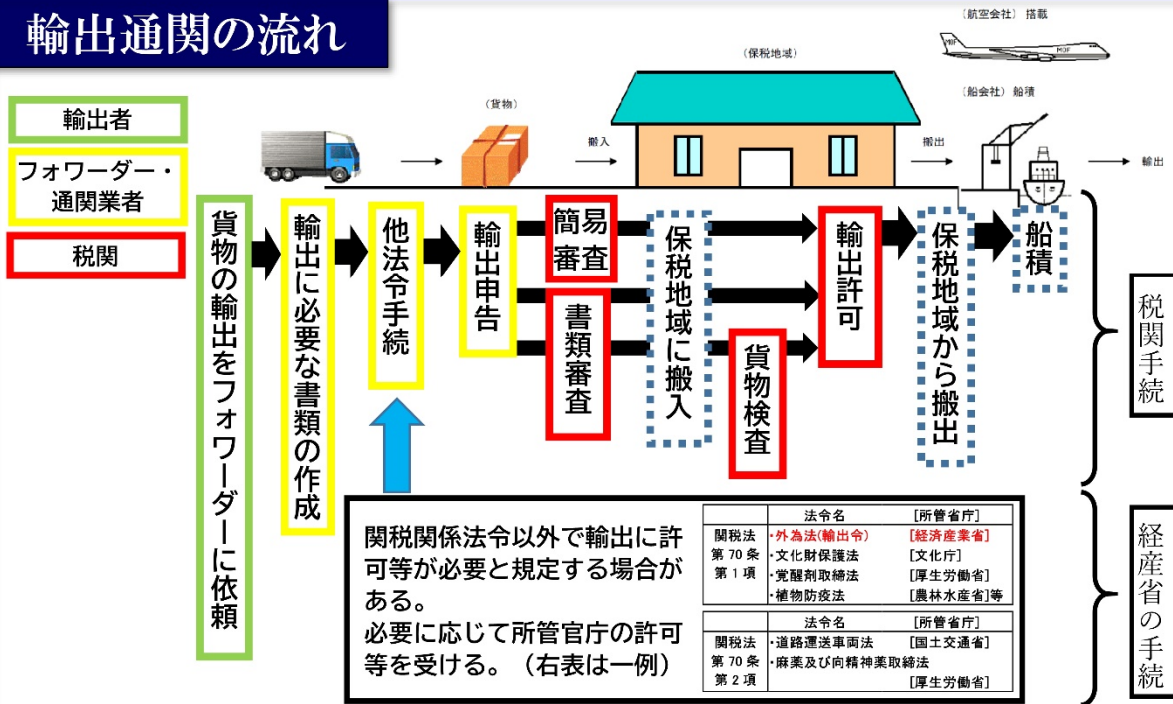
郵便・宅配便で送付する

引越会社に荷物を預ける



これら全てが**輸出**に該当します。

#### 輸出通関の流れ



関税関係法令以外に許可等が必要と規定する場合があります。必要に応じて所管官庁の許可等を受ける。（右表は一例）

	法令名	【所管省庁】
関税法 第70条 第1項	・外為法(輸出令)	【経済産業省】
	・文化財保護法	【文化庁】
	・覚醒剤取締法	【厚生労働省】
	・植物防疫法	【農林水産省】等
関税法 第70条 第2項	法令名	【所管省庁】
	・道路運送車両法	【国土交通省】
	・麻薬及び向精神薬取締法	【厚生労働省】

## ③-1 輸出通関(つづき)

### 輸出許可の取得に必要なこと

#### ① 輸出許可【関税法第 67 条】

貨物を輸出する際は、関税法により税関長の許可が必要です

輸出許可を取得するための条件の一つ

#### ② 他法令の証明

関税関係法令以外の法令で、輸出入許可・承認を義務付けられている貨物は、**輸出入申告の際等**、それを受けていることを税関に証明する必要があります。

##### 【関税法第 70 条第 1 項】

この条項で規定する他法令の書類は、税関への**輸出申告前に準備**しなければなりません。

##### 【関税法第 70 条第 2 項】

この条項で規定する他法令の書類は、**税関審査の際に準備が完了すればよい**ものです。

※この2つの条文が税関における輸出関係法令の大きな柱となります。

### 手荷物を外国に持ち出す際の注意点

通常の輸出手続(簡易でない)の場合、当日の空港持ち込みだと、通関手続の終了がフライトに間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

#### 【空港等での手荷物の輸出方法】

①原則⇒手荷物の輸出通関は簡易な手続(旅具通関)。空港等で**税関職員と対面しない場合もある。**

②例外⇒手荷物に**輸出貿易管理令の規制に該当するもの**があれば、**簡易な手続では輸出できず、通常の輸出手続となる。(※)**

※通常の  
輸出手続

税関に、電子又は紙面で  
輸出申告を行う必要

### お知らせ

次回は続きとして「輸出事後調査」に関して掲載予定です。

掲載内容へのお問い合わせは、名古屋税関調査部情報管理室まで ☎ 052-654-4231